

もう一つは、従軍慰安婦の総数がどれくらいであったか、という問題である。それを示す資料は出てきていないが、推定の材料がないわけではない。かなり、大ざっぱな計算になるが、以下の数字を出しておきたい。

当時、「ニクイヂ」という言葉がかなり流通していたようである。これは兵士二十九人に慰安婦一人がいた、あるいは必要だという意味だが、これをもとにすれば、ある程度推定できる。秦郁彦氏は、慰安婦がほとんどいなかった地域を考慮して基数を兵員三〇〇万とし、病氣・死亡・廃棄などによる慰安婦の入れ替わりを一・五としている（秦前掲論文）。このうち、前者はいいとして、後者はやや問題がある。そこで、これを一・五とした場合と最大限の二・〇とした場合でみてみよう。計算は次のように約一五五〇〇〇人から二〇万一〇〇〇人になる。これは最大限の数値とみてよいであろう。

従軍慰安婦資料集

1992年11月27日第1刷発行
2007年10月10日第5刷発行

定価は図に表示してあります

編者 吉見義明

発行者 中川進

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9

発行所 株式会社 大月書店 印刷 精興社 製本 関山製本

電話(代表) 3813-4651 (FAX) 3813-4656/ 振替 00130-7-16387
http://www.otsukishoten.co.jp/

<HPで公開> 慰安所と慰安婦の数 慰安婦問題とアジア女性基金

一体どれほどの女性たちが日本軍の慰安所に集められたのか、朝鮮人慰安婦の比率はどの程度であったのか、どれほどの人々が戦場から帰らなかったのかという点については、今日でも確実な答えをえるような調査ができていません。

まず慰安婦の総数を知ろうような総合的な資料は存在していません。総数についてのさまざまな意見はすべて研究者の推算です。

推算の仕方は、日本軍の兵員総数と、慰安婦一人あたり兵員数のパラメーターで、これを除して、慰安婦数を推計するやり方があります。この場合に交代率、帰還による入れ替りの度合いが考慮に入れます。

研究者たちの推算

研究者名	発表年	兵総数	パラメーター	交代率	慰安婦数
秦郁彦	1993	300万人	兵50人に1人	1.5	9万人
吉見義明	1995	300万人	兵100人に1人	1.5	4万5000人
			兵30人に1人	2	20万人
蘇智良	1999	300万人	兵30人に1人	3.5	36万人
				4	41万人
秦郁彦	1999	250万人	兵150人に1人	1.5	2万人

参考文献: 吉見義明 『従軍慰安婦』岩波新書、1995年
秦郁彦 『昭和史の謎を追う』下、文藝春秋、1993年
『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年
蘇智良 『慰安婦研究』上海書店出版社、1999年

問題はパラメーターと交代率の取り方であることは明らかです。「兵100人女1名慰安隊ヲ輸入」という言葉が金原メモに見える昭和14年4月の上海第21軍軍医部長の報告にあります(上海第21軍軍医部長報告 金原節三資料摘録より)。この数字を基準に考えれば、兵士100人当たり慰安婦1人ということは、兵士が毎月1回慰安所にいくとしたら、慰安婦は日に5人を相手にして、月平均10日は休んでいるという状態です。

民族別については、金一勉氏が、慰安婦の「8割-9割」、17-20万人が朝鮮人であると主張しましたが、この面でも総合的な統計資料は存在しません。各種の資料を総合して言うことは、朝鮮人慰安婦が多かったが、絶対的多数を占めるにはいたっていないということです。日本人慰安婦も多かったと言えます。

昭和13年11月から14年12月まで台湾各州を経由して中国へ赴いた軍慰安所関係者の民族別構成

	内地人	朝鮮人	本島人
台北州	649	207	229
新竹州	65	86	11
台中州	3	143	27
高雄州	218	53	117
台南州	3	72	0
計	938(49.8%)	561(40.1%)	384(20.4%)

『資料集成』1巻 171-210、219-251、257-297、301-337、407-415頁
高雄州は13年12月の資料を欠く、台南州は13年12月、14年7月、11月の資料のみ

1998年6月22日、国連人権委員会マイノリティ差別防止・保護小委員会特別報告者ゲイ・マクドゥーガル氏は同小委員会に報告「奴隷制の現代的形態——軍事衝突の間における組織的強姦、性的奴隷制、及び奴隷制の慣行」を提出しましたが、それに付録として報告「第二次大戦中の慰安所にたいする日本政府の法的責任についての分析」(全文はこちら)が付けられました。その中で、氏は次のように述べています。

「日本政府と日本軍は1932年から45年の間に全アジアのレイプ・センター rape centresでの性奴隷制を20万以上の女性に強制した。」
「これらの女性の25パーセントがこのような日常的虐待に堪えて生き残らなかったと言われる。」

根拠としてあげられたのは、第二次大戦中に「14万5000人の朝鮮人性奴隷」が死んだという日本の自民党国会議員荒船清十郎氏の「1975年(ママ)の声明」です。

荒船清十郎氏の声明とは、彼が1965年11月20日に選挙区の集会(秋父郡市軍恩連盟招待会)で行った次のような発言のことです。

「戦争中朝鮮の人達もお前達は日本人になったのだからといって許金をさせて1100億になったがこれが終戦でアイになってしまった。それを返してくれと言ってきた。それから36年間統治している間に日本の役人が持って来た朝鮮の宝物を返してくれと言ってきた。徴用工に戦争中連れて来て成績がよいので兵隊に任じたが、この人の中で67万6000人死んでいる。それから朝鮮の慰安婦が14万2000人死んでいる。日本の軍がやり殺してしまったのだ。合計90万人も犠牲者になっているが何とか恩給でも出してくれと言ってきた。最初これらの賠償として50億ドルと言ってきたが、だんだんまかせて今では3億ドルにまで手を打とうと言ってきた。」

日韓条約締結時に韓国側は、韓国人労務者、軍人軍属の合計は103万2684人であり、うち負傷ないし死亡したのは10万2603人だと指摘しました。慰安婦のことは一切持ち出していません。ですから、荒船発言の数字はすべて荒船氏が勝手にならべた数字なのです。国連機関の依頼を受けた責任ある特別報告者マクドゥーガル氏がこのような発言に依拠したことは残念です。

蘇智良氏もこの荒船発言を知り、これに依拠して、朝鮮人慰安婦が14万2000人いたとすれば、36万、ないし41万の慰安婦総数のうち、中国人慰安婦は20万人にのぼると結論しています。これも荒船発言に誤導された推論だと考えられます。

男女共同参画会議重点方針専門調査会プレゼン資料(4月12日)

明星大学 高橋史朗

- 1、第48回男女共同参画会議における問題提起
- 2、中国の世界記憶遺産「慰安婦」申請文書と追加文書
- 3、慰安婦問題についての政府見解(対国連委員会)
 - (1) 「幻の反論書」(『正論』平成25年6月号)
 - (2) 人権理事会(2014,9,15)
 - (3) 拷問禁止委員会(2015,3,13)
 - (4) 自由権規約委員会(2015,8,31)
- 4、慰安婦 40 万人、中国人慰安婦 20 万人、死亡慰安婦 30 万人説―荒唐無稽な推論

< 国連人権理事会 (2014.9.15) >

人権理事会等で韓国等が慰安婦問題に言及したステートメントを行った場合、我が国から口頭で反論を行っています。こうした反論の全てについて記録が、国連人権理事会(本年9月)で、韓国に、韓国ステートメントを受けての我が方ステートメント(寿府代鈴木公使)

●女性の役割強化に積極的にコミットしてきている日本は、多くの国際場における関係者と協力し、女性の社会進出促進、女性の保健医療の取組強化、和と安全保障分野における女性の権利強化に取り組んできている。

●慰安婦問題に関して安倍総理は、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされ、方々のことを思い、非常に心が痛む、その点については歴代総理と全く変わりはなく、21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、日本としても全力を尽くしていく考えである旨繰り返し述べている。

●1990年代以降、日本政府は慰安婦問題の真相究明のため、政府が一丸になって文献調査及び軍関係者や慰安所経営者等に対する聞き取り調査を実施した。また、韓国のNGOによる証言集の分析等を通じた一連の調査を実施し、その結果を河野官房長官による談話として発出した。なお、安倍総理は日本政府として河野談話を見直すことは考えていないと繰り返し明確に述べている。

●このいわゆる「河野談話」を踏まえて、日本政府は、既に高齢になられた慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、1995年、国民と政府が協力して「ア女性基金事業を設立し、国民の募金を原資とする「償い金」(総額6億円)政府資金を原資とする「医療・福祉支援事業」(関連経費を含め、総額48億円)とともに、歴代総理による「おわびの手紙」を元慰安婦の方々にお渡しした。

【続いて答弁権行使】(寿府代鈴木公使)

●「おわびの手紙」などのアジア女性基金の取組は、慰安婦問題を含め、賠償及び請求権の問題はサンフランシスコ平和条約や二国間条約によって法的に決済みである中で、なおも元慰安婦の方々に対して道義的な見地から現実的救済を図るため、おわびの気持ちを伝えるとともに、償い金等をお渡しするものであり、日本政府と日本国民が当時の韓国政府の意向も確認しつつ、検討を重ねた工夫であった。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第二条が、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定され、ものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と定めており、法的に完全かつ最終的に解決していることは明白な事実である。また、同協定に基づき、日本政府は韓国政府に対し、総額5億ドルに及ぶ経協力をを行った。

●本件問題が国連で本格的に議論される契機となったクマラスワミ報告書等についても言及したい。これらの報告書では、20万人もの女性が慰安婦として強制連行されたことが事実であるかのような記述がある。この点については、これらの報告書に強い影響を与えたとと思われる日本の大手新聞社の記事が、最近、同新聞社の検証結果を踏まえ、撤回されたことを報告したい。20万人との数字については、女子挺身隊と慰安婦との混同によるもの(強制連行については、関連証言を行った人物の虚偽であったことが明らかになった。このように、メディアの情報が、国連へ提起されたこれらの報告書に影響を与えたこと

< 第48回男女共同参画会議での問題提起 >

第4次男女共同参画基本計画は、別紙資料の2の②に加えて、女子差別撤廃条約等の国際的な議論及び政府見解などについて情報提供に努め、特に、若者を初めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施すると明記しております。

女子差別撤廃委員会の対日審査の最終見解案には、「皇室典範を改正すべきだ」との勧告や、慰安婦問題について「加害者の訴追」の勧告などが含まれており、日本政府はジュネーブ代表部を通じて強く抗議した結果、これらの勧告は削除されました。

こうした点も踏まえて、菅官房長官は8月8日の記者会見で、「(昨年12月の)日韓合意を批判するなど日本政府の説明内容を十分に踏まえておらず、極めて遺憾で受け入れられない」と述べられました。

このような経緯を踏まえて、日韓合意などへの誤った認識が広まらないよう、客実に基づく情報発信に努める必要があり、女子差別撤廃委員会の最終見解と日本政府の見解の一方に偏ることのないように、バランスのとれた情報提供への配慮を要望したいと思います。

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)(抜粋)

19 推進体制の整備・強化

2 男女共同参画の推進を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の促進

施策の基本的方向	
政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広域かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。この際、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。	
具体的な取組	担当府省
① 基本計画における主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の機会と連携させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。	内閣府、関係府省
② 毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の取組要求に反映させる。	内閣府、関係府省、各府省
③ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の義務的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要に応じて各府省に対して要請する。	内閣府、外務省、関係府省

＜中国の工部局記録遺産「慰安婦」申請書＞
「慰安婦」申請書 追加・修正
「再提出された」 → 申請書

Nomination form
International Memory of the World Register

Archives about "Comfort Women": the Sex Slaves for Imperial Japanese Troops

10 Summary (max 200 words) ID Code [2014-49]

"Comfort Women" is the general term for women afflicted with sexual servitude by Imperial Japanese troops, most of whom were sex slaves recruited forcibly by Imperial Japanese troops. During the Japanese Aggressive War upon China and other countries from 1931 to 1945, the "Comfort Women" (sex slaves for Imperial Japanese troops) system was enforced on a large scale. The archives about "Comfort Women" (sex slaves for Imperial Japanese troops) stored in several archive agencies in China were created by Japanese themselves during the war, or by puppet regimes set up in Japanese occupied areas, others were created by Chinese government when taking over the occupied property, investigating the loss in warfare and bringing the Japanese war criminals to trial after the war. These archives are of great historical value because they unequivocally disclose the historical fact that Japan enforced sex slaves system in the army, forcibly recruited "Comfort Women" (sex slaves for Imperial Japanese troops) and set up "Comfort Women Lodge" during the war.

2.1 Name of nominator (person or organization)
Central Archives of China
Liaoning Provincial Archives of China
Jilin Provincial Archives of China
Heilongjiang Provincial Archives of China
Shanghai Municipal Archives of China
Nanjing City Archives of China

Title	Initial version	Revised version
Archives about "Comfort Women": the Sex Slaves for Imperial Japanese Troops	Archives about "Comfort Women" for Japanese Troops	Archives about "Comfort Women" for Japanese Troops

5.2 World significance
United States House of Representatives House Resolution 121 passed on July 30, 2007 condemned the forcible recruitment of "Comfort Women" (sex slaves for Imperial Japanese troops) from other Asian countries in World War II. The US Senate passed the 2014 United States Federal Budget Bill on January 18, 2014 which included the resolution of the "Comfort Women" (sex slaves for Imperial Japanese troops) problem. This resolution condemned Japan for the forcible recruitment of "Comfort Women" (sex slaves for Imperial Japanese troops) from Asian countries in World War II and asked Japan to take historical and political responsibility and make formal apology. Though the resolution was not legally binding, it was the first act passed by both the House and Senate related to the "Comfort Women" (sex slaves for Imperial Japanese troops) problem.

合衆国下院の決議案 121 は、2007 年 7 月 30 日可決され、第二次大戦中のアジア諸国からの「慰安婦」(日本帝国軍隊のための性奴隷)の強制的徴用を非難した。合衆国上院は、2014 年 1 月 16 日、2014 年合衆国連邦政府予算を可決した、これには「慰安婦」(日本帝国軍隊のための性奴隷)問題の決議も含まれていた。この決議は、日本が第二次世界大戦中アジア諸国から強制的に「慰安婦」(日本帝国軍隊のための性奴隷)を徴用したことを非難し、日本に歴史的、政治責任をとり、公式な謝罪をするように依頼した。この決議には法的な拘束力はないが、「慰安婦」(日本帝国軍隊のための性奴隷)問題に関して上院が可決した最初の制定法であった。

Nomination form
International Memory of the World Register

Archives about "Comfort Women" for Japanese Troops

10 Summary (max 200 words) 2014-49

"Comfort women" is the general term for women afflicted with sexual servitude by Japanese troops, most of whom were sex slaves recruited forcibly by Japanese army. During the Japanese Aggressive War upon China and other countries from 1931 to 1945, the "comfort women" system was enforced on a large scale. The archives about "comfort women" stored in several archive agencies in China were created by Japanese themselves during the war, or by puppet regimes set up in Japanese occupied areas, others were created by Chinese government when taking over the property occupied by Japanese troops, investigating the loss in warfare and bringing the Japanese war criminals to trial after the war. These archives are of great historical value because they unequivocally disclose the historical fact that Japanese troops set up "comfort women lodge" and forcibly recruited "comfort women" in China and Southeast Asia during the war.

2.1 Name of nominator (person or organization)
Central Archives of China
Liaoning Provincial Archives of China
Jilin Provincial Archives of China
Heilongjiang Provincial Archives of China
Shanghai Municipal Archives of China
Nanjing City Archives of China
Qinhuangdao Municipal Archives of Hebei Province, China
Research Center for Chinese "Comfort Women" of Shanghai Normal University, China

＜この史料＞中国女産党が調査した。戦後日本軍の慰安婦を研究する。

On 24 July 2014, the UN Human Rights Committee published its concluding observations on the sixth periodic report of Japan on the implementation of the International Covenant on Civil Rights and Political Rights, which required Japan to investigate issues related to "comfort women" and express a public apology to the victims. The UN Human Rights Committee pointed out that on one hand, Japan admitted that Japanese military forcibly recruited, transported and managed "comfort women" against their will through coercion and intimidation during World War II, but on the other hand, Japan said the "comfort women" were not forcibly deported. Committee members, who chairperson of the UN Human Rights Committee said: "We thought it is important to highlight this particular contradiction/position, because it seemed to imply that there was no true human rights problem." The Committee urged Japan to ensure "all allegations of sexual slavery or other human rights violations perpetrated by Japanese military during wartime against the comfort women" should be effectively, independently and impartially investigated and that perpetrators are prosecuted and "found guilty, punished". The Committee urged Japan to disclose all evidence available, make public apology and officially recognize its responsibilities, meanwhile make all efforts to condemn any attempts to deny victims or to deny the events.

旧日本軍に蹂躪されて死した慰安婦は約30万人、南京大虐殺の被害者数に匹敵—中国紙

中国紙・中国青年報は16日、「中国慰安婦研究センター：約30万の女性が日本軍に蹂躪されて死んだ」との見出しで、慰安婦問題を取り上げた。
中国慰安婦問題研究センターの統計によると、14年に及んだ日本の中国侵略戦争期間中、約75%のアジア人慰安婦が日本軍に蹂躪されて死にいた。その数は約30万人。南京大虐殺の犠牲者数に相当する。

40万というのが、文献や調査結果をまとめて算出されたアジア人慰安婦の数である。そのうち中国人が20万を占めるが、実際はこれよりもっと多いとみられている。南京大虐殺の犠牲者数が30万というのは広く知られているが、この40万という数字はあまり浸透していない、と記事は伝えている。
(編集翻訳 小宮沢紀子)

（女性に対する學力に関する特別
畫）（クマテワスミ女史）提出にか
報告書付属文書 1（E/CN.4/1996
Add.1）に於ける口頭發表の要約

第1章 本文書の要点

1. 女性に対する暴力問題への関心の取り組み

旧ユーゴ、ルワンダ等の武力紛争における組織的強姦、家庭内社会に性的虐待や嫌がらせなど、現代社会において女性に対する暴力は重大な問題となっている。日本政府としても、旧ユーゴの関与の下、多くの女性の名誉と身体が傷つけられたいわゆる従軍慰安婦

英に
の教
問題
して
の国
対す
内に
これ
力を
たさ
なし
ては

る。報告者は、中立的客観的な調査を行ない、男女労働者に起つて労働関係に於いて法的義務を示す事である。調査法を踏まふた男女別を指示する事であることが当然である。

3、クマラスワミ特別報告者による報告は、査打屋文書の公開を、

しかしながら、クマラスワミ特別報告者が今般提出した「犯罪被害者」に関する本報告書付添文書は極めて簡明で、多くの国、日本政府、この理由により、多国籍人権委員会との文書にはあつた。したがっての意見を指示し、我が国の取組を正すに評価するよう強く希望す。

(1) 特別報告者のマンドート

第50回国連総会、推定委員会決議から明らかである通り、クマラスワミ特別報告者のマンドートは、「女性に対する暴力」の原因及び結果に關し報告を行うことによつてである。現在の国連社会においては、国エコー・システムの問題等、未だ有る暴力対策が講じられていない女性に対する暴

[illegible]

(ロ) まず、タマワスミ特別報告者は、日本帝國に軍法上の義務を負つてゐる、その制度は元寇憲法上との義務過渡であり、日本政府は元寇憲法を變遷國人に対し直接授權を行使、國法上の義務を負つてゐる主張をしてゐる。しかし、いわゆる職個人の損害を個別に検討しこれを合算して賠償額とすべき方法によらず、賠償問題の合意として一一定額を包括的に賠償國の金に決定する共に、その他一切の請求を相互に放棄する旨で規定、即ち、他に未賠償請求がある旨で要求しないこと、日本政府は、戦後締結したサンフランシスコ平和條約、その他の二國条約の方式に拘束して、個人の損害の問題を含めて國際法において賠償等の問題を個別に処理してゐる。タマワスミ特別報告者は、從憲憲安條約は平和条約等の交渉過程に於いて言及されてゐなから元寇憲法條約に対する補償は右賠償額等に含まれてゐないとの主張をしてゐる。これは上述し、条約の現

た、1995（平成7）年
 国を得て、わが国は、60年
 図を待て、女性に対する暴
 金をUNIPB.M内に設置
 議を提出した。この決議は
 にて採択されたので、わが
 金に相当の資金協力を行政
 (5) 日本政府としては、今
 際社会と一致協力して、「女
 暴力の問題に取り組んでい
 えている。

を挙げて、誠実に調査した結果を報告したものであるが、その後も新発見される可能性があり、引き続き民間の研究を含め十分な関心を与ふる。

(5) 本問題に關しこれまでの調査結果を見られた公文書等について、まず、各省庁等においてそれぞれのうち存し、フライバシーに配慮したとしてゐるほか、内閣官房においてその写しを一括して整理し、フライバシーに配慮した上で、一般に公開する。

(6) 従軍被爆者問題についてのお

(3) また、1993年(平月、河野宮房長官(当時)が本結果の発表にあたり、特にした。その要点は、以下の通り。

○この問題は、当時の軍の関多数の女性の名を、警察を深問題であるとの認識を事と○改めて、この93年のい、ず、いゆる経歴を隠しとし苦刑を経験され、心身にわたる傷を負われた。その方々

(一) 従軍慰安婦問題に旧日本軍
としていたことが明らかになったた
り、日本政府の最高責任者は、
で、多くの機会に、心からのおわ
省の気持ちを表明してゐる。

(二) 具体的には、1990年（平
年）1月、韓国において開かれた日
合議の場で、宮沢内閣総理大臣（
は、従軍慰安婦問題についての深
びに反省の気持ちを表明した。

「慰安婦の方々に對する手紙に、
「心を慰養してあり、日本政府は
要請を誠意に検討してゐる」とい
ふ。

118

(一) 加害者、特別報告者は、慰安婦被害及び慰安所開設に主として手を廻す犯罪と罪状を以て起訴せんとし得る。戦争犯罪の類とは異なるが、戦時中に主として手を廻した行為は、戦時中である。そもそも戦争犯罪は、特設の規定がない限り、戰國論と政略との平和条約にない限り、その処理を受けるものである。先大戦前に關しては、連合国は、極東國際法廷の裁判所その他の連合國戰爭犯罪法庭の裁判により日本軍人の戦争犯罪者を処刑し、日本政府は、サンフランシスコ平和條約でこれらの罰則を承諾し、(二) 特別報告者の職權は、法的色彩を帯びているが、實際はおもふ法的には威嚇的な、懲罰的な解釈に基づく政治的主張であり、このよゝな議論を國際社會が受け入れれば、國際法における法の支配のものものに深刻な撃を与えることとなる。

いむゆる、從軍慰安婦に關する我が國

正統家婦の方々の役に立つよう
として、専断事業、及び、より一般路に
して専断と専断をその事業等のためのの
に女性基金は、我が国及びアジア
の女性を支援する目的で、その資金の
を具体化していく計画である。

5. 結論

日本政府は、広く女性に對する
援助に對して、専断したいと考へてい
る。しかし、その専断は、専断に對する

る。日本政府としては、人権委員会が、不公平な事実認識と誤った国際法の解釈に基いて法律権を濫用する本件取組文書を「はつと」否定し、我國の取組組織を「正当な糾弾すること」を、改めて強く期待するものである。

ら、本論文文書の構成
この反論文書においては、第2章においてケララミス特別報告者に詳細に説明したものと聞かす。必ずしも客観的に正確には本件付添文書に記載されていなくとも、親事務院の「問題」に対する日本政府の取組を紹介すること、第3章において本件付添文書の事実関係の叙述に類する疑問点を、第4章において本件問題の法的側面についての我が国が本件問題の法的側面を紹介し、第5章において本件付添文書の動機部分に対する日英政府の見解を簡潔に述べることと致したい。

第2章 日本を取り組む
本件政府の取組の要旨について

我が國が當軍團ではない條
て我が國の條約違反を主張
の規定内容とは異なるにも
目的にすべしといわゆる從軍懲
結びつたり、何らの根拠
規程が實國際法であること
現在の國際法を一統的に適用
りする等國際法上多々問題
がつて、我が國として、特
開しているような法律語を
地は全くない。

(6)個人に対する補償義務

(7)國家に対する補償義務

(8)國家に對する補償義務

の相互理解の一層の増進に努めると、平和が國のお託しと反響の気持ちからわきとくたなることを期しており、この二つの気持ちを踏まえて、平和友好交流を促進することを要する。更に、呼びかけ人のアサ・平和國民基金は、同基金は民と政府の協力のもとに、同基金は民の方々に國民的役割を表す事業や、その名譽と尊厳に係る事業等を行つていくものと承知している。我が國では、以上の取り組みによりいぬめを築いていくことが必要であるとして、政府として元寇安撫の方々に對

(一)

金が日本政府に好し、暖
睦びと厚意の氣持で之を顧み
する總理の手段として形であ
り、實を金式に要請してあり
政府として其例に倣射を納
日本政府より特別報告君に
いはすである。

(6) 日本政府としては、我
國社會においてより敬愛
なすに當たり、特に我が國
若者達が學校教育を進んで

といふ考へてゐた。

(6)日本政府は、一九一九年十二月以來、いわゆる従軍慰勞券發賣問題についで窮乏を行つており、これまで一九二〇年及び一九一九年三月の二度にわたる選挙結果を公表してゐる。調査の結果、貧民は結果の公文書その他の資料によつても、ライパシーに欺惑した上ですべて公表な現状を一面調査された上で、かちも告をしておられるのが、はなはだ遺憾である。

(7)問答者の持論及び批判については特別報告書自記、本件付随文書におおむね限られており、国家がみな国際法上の一般的義務を負つものではないと主張した。そもそも戦時犯罪は、特種の犯罪に限り、敗戦国と敗戦国の平和約によりするての処理を終つてゐる。先の大戦に關しては、適合附

延の裁判により日本國民の戦争犯罪を
平和に、日本政府は、サンフランシスコ
平和条約で定められた裁判を遂行し、刑
執行も行つてゐる。

スティーヴンソン

特別報告者の指摘を受けるまでも
なく、我が国は、いわゆる従軍慰安婦の
問題、當時の軍の関与で、多数の女
の名誉と尊厳が傷つけられた問題であ
と認識しており、これまでも我が国と
しての深いお詫言、反省の気持ちを表

1. 日本の第2回政府報告に関する韓国禁止委員会の最終見解において、同委員会は日本政府に対し、同最終見解の第10段落、第11段落、第15段落及び第19段落に含まれている勧告についてのフォローアップ情報提供を要請した。これらの勧告等に対する日本政府の回答は以下のとおりである。なお、日本政府は、将来右以外の勧告に対しても別途意見表明を行う権利を留保する。また、今後とも韓国禁止委員会と建設的な対話を行っていききたい。

第19段落

一般的意見 No.3 (2012) を参照しつつ、委員会は、締約国に対し、「慰安婦」問題に関する被害者中心の解決策を見出すべく、とりわけ以下の手段による、即時かつ効果的な立法上及び行政上の措置を取ることを要請する。

(a) 性的奴隷犯罪の法的責任を公に認め、実行者を断罪し、適切な刑をもってその責を問うこと。

(b) 政府当局及び公人による事実否認並びにこのような態度なる否認を通じて被害者の再トラウマへの試みに反論すること。

(c) 関連資料を開示し、事実を徹底的に調査すること。

(d) 被害者の救済の権利を認め、そしてそれになじむ。被害者に対して、補償、満足感そして可能な限りの資金なりハビタシやシモンの手配を含む、完全で効果的な救済と償いを提供すること。

(e) 締約国の要する条約上の義務違反を防ぐ手段として、国際一般に對して、本件に関する教育を行い、また、全ての歴史教科書にこの出来事を含めること。

5.1. 日本政府は、慰安婦問題そのものを否定したり矮小化したりする意図は考慮しない。慰安婦問題に関しては、安倍晋三内閣総理大臣は、筆舌に尽くし難いくらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている。この点について思いは、これまでも繰り返し表明されてきており、歴代内閣総理大臣と変わらない旨繰り返し述べている。

5.2. 実際、日本は、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰安婦の方々に對する償いの事業などを行うことを目的に、国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWWF)」を設立した。具体的には、AWWFは、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦(各政府・当局によって認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々)に對し、「償い金」(一人当たり200万円)をお渡しし、最終的に285名(フィリピン211名、韓国61名、台湾13名)の元慰安婦が受け取った。また、AWWFは、右に加えて、上記のそれぞれの国・地域において、医療・福祉支援事業(一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン))も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は、AWWFの事業に必要な資金として総額約48億円

自由権規約委員会

自由権規約委員会の最終見解 (GADR/G/JPN/00/6) に対する日本政府コメント

自由権規約委員会

2015. 8. 31

1. 日本の第6回政府報告に関する自由権規約委員会の最終見解(GADR/G/JPN/00/6)において、同委員会により日本政府が勧告の実施に関する情報を提供すべきとされている事項(パラ13、14、16及び18)の現状は以下のとおりである。日本政府としては、今後とも自由権規約委員会と建設的な対話を行っていききたい。

委員会議決パラ14に對する回答ー慰安婦問題

2.2. 日本政府は、慰安婦問題そのものを否定したり矮小化したりする意図は考慮しない。慰安婦問題に関しては、安倍晋三内閣総理大臣は、筆舌に尽くし難いくらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている。この点について思いは、これまでも繰り返し表明されてきており、歴代内閣総理大臣と変わらない旨繰り返し述べている。

2.3. 実際、日本は、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であることから、日本政府及び日本国民のおわびと反省の気持ちをいかなる形で表すかにつき国民的な議論を尽くした結果、1995年7月19日、元慰安婦の方々に對する償いの事業などを行うことを目的に、国民と政府が協力して「アジア女性基金(AWWF)」を設立した。具体的には、AWWFは、韓国、フィリピン、台湾の元慰安婦(各政府・当局によって認定され、かつ本人が受取りを望んだ方々)に對し、「償い金」(一人当たり200万円)をお渡しし、最終的に285名(フィリピン211名、韓国61名、台湾13名)の元慰安婦が受け取った。また、AWWFは、右に加えて、上記のそれぞれの国・地域において、医療・福祉支援事業(一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン))も実施しており、インドネシアにおいては高齢者のための福祉施設整備のための財政支援を実施し、オランダにおいては、先の大戦中心身にわたり癒やしがたい傷を受けた方々の生活状況の改善を支援するための事業に財政支援を行った。政府は、AWWFの事業に必要な資金として総額約48億円

00万円)や国民からの募金に基づく「償い金」の支給等の基金事業に對して最大限の協力を行ってきた。韓国における事業としては、事業終了までに、元慰安婦合計61名に對し、民間による寄付を原資とする「償い金」200万円を支給し、政府拠出金を原資とする医療・福祉支援事業300万円を実施(一人当たり計500万円)した。さらに、「償い金」が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小淵恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、政府を代表して、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれの元慰安婦に直接送った(別添参照)。AWWFは、インドネシアでの事業が終了したことを受け、2007年3月に解散したが、現在も、AWWFのフォローアップ事業を行っている。

5.3. このように、日本政府及び日本国民の善意と真摯な気持ちを少しでも元慰安婦に届けられるよう国民が協力して立ち上げ、多くの元慰安婦にその思いを伝えた「アジア女性基金」の取組について、改めて注意を喚起したい。韓国では、同基金の事業を受け入れた元慰安婦や申請しようとする元慰安婦に対し、韓国内の一部団体から「ハラスメント」が行われ、さらに、同基金の事業を受け入れた元慰安婦は韓国政府が支給することを決定した「生活支援金」の対象外となった。このような理由から全員には受け取っていただけなかったことは残念(ただし、当時、韓国政府により認定を受けていた200名程度の慰安婦のうち、最終的に61名の慰安婦が受け取った)。このような点を含め、同基金の取組については改めて評価されるべきと考える。同基金のような元慰安婦支援事業は、日本が韓国に先がけて行ったものであることにも注意を喚起したい。

5.4. 慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものをあめて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。なお、我が国は、この請求権協定に基づき、韓国にも5億ドルの資金供与及び3億ドルを超える民間信用供与を実施した。政府が供与した5億ドルは当時の韓国の国家予算の約1.6倍に相当した。上記の「アジア女性基金」は、この法的解決が行われていたにもかかわらず、日本側の善意の努力として行われたものである。

5.5. また、この機会に、これまでの国連特別報告者による報告書や人権条約委員会による非難・勧告には、一方的で裏付けの取られていない主張が記載されていることを指摘したい。例えば「慰安婦を強制連行した」とする唯一の証言者である吉田清治氏の証言や慰安婦の数字について「20万人」との数字が言及されたが、これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が、2014年8月に吉田氏の証言に基づく記事について、証言は虚偽であると判断して取り消し、岡氏に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。同社は、慰安婦と「20万人」との数字の基になったと思われる女子挺身隊と慰安婦との混同を認めた

け入れた元慰安婦は韓国政府が支給することを決定した「生活支援金」の対象外となった。このような理由から全員には受け取っていただけなかったことは残念(ただし、当時、韓国政府により認定を受けていた200名程度の慰安婦のうち、最終的に61名の慰安婦が受け取った)。このような点を含め、同基金の取組については改めて評価されるべきと考える。同基金のような元慰安婦支援事業は、日本が韓国に先がけて行ったものであることにも注意を喚起したい。

5.6. 慰安婦問題を含め先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、日本政府は米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及び二国間条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、元慰安婦も含めて個人の請求権の問題については法的に解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものをあめて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。なお、我が国は、この請求権協定に基づき、韓国にも5億ドルの資金供与及び3億ドルを超える民間信用供与を実施した。政府が供与した5億ドルは当時の韓国の国家予算の約1.6倍に相当した。上記の「アジア女性基金」は、この法的解決が行われていたにもかかわらず、日本側の善意の努力として行われたものである。

2.6. また、この機会に、これまでの国連特別報告者による報告書や人権条約委員会による非難・勧告には、一方的で裏付けの取られていない主張が記載されていることを指摘したい。例えば「慰安婦を強制連行した」とする唯一の証言者である吉田清治氏の証言や慰安婦の数字について「20万人」との数字が言及されたが、これまでこれらを積極的に報じてきた日本の大手新聞社が、2014年8月に吉田氏の証言に基づく記事について、証言は虚偽であると判断して取り消し、岡氏に関する誤った記事を掲載したことについて謝罪した。また、同社は、慰安婦と「20万人」との数字の基になったと思われる女子挺身隊と慰安婦との混同を認めた。

2.7. 1990年代初頭以降に行った調査で日本政府が集めた資料(対外公表済)の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。また「20万人」という数字は、同新聞が慰安婦と女子挺身隊を混同して報じたことが契機に広がった数字であり、具体的裏付けはない。これらの誤った事実関係が国連における報告書や勧告の有力な根拠となっており、これが原因で大々的な誤りである。

2.8. 日本政府が求めていることは、正しい事実認識に基づき、日本の取組に對して国際社会から正当な評価を受けることである。

2.9. これまでの歴史の中では多くの戦争があり、その中で、女性の人権が侵害されてきた。21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、我が国としても全力を尽くしていく考えである。

3.0. 最後に、そもそも、自由権規約は、日本が同規約を締結(1979年)する以前に生じた問題に對して適用されないため、慰安婦問題を同規約の実施状況の報告において取り上げることが適切でないというのが日本政府の基本的な考え方である。また、同規約委員会の最終見解にある「性的奴隷」との表現については、日本国政府より、1996年の勧告案の附録(第11)